

広島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第二十二号

広島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

広島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和二年広島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第二十六条第一項及び第二項並びに第三十条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに法及び漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号。以下「省令」という。）を実施するため、特定水産資源の漁獲量等の報告に關して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(漁獲量等の報告の方法)</p> <p>第二条 法第二十六条第一項及び第二項並びに第三十条第一項及び第二項の規定による報告は、送信者に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して情報を送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第二十六条第一項及び第二項並びに第三十条第一項及び第二項の規定による報告は、法及び省令に定めるもののほか、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第二十六条第一項及び第三十条第一項の規定に基づき、並びに法及び漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号。以下「省令」という。）を実施するため、特定水産資源の漁獲量等の報告に關して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(漁獲量等の報告の方法)</p> <p>第二条 法第二十六条第一項及び第三十条第一項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して情報を送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第二十六条第一項及び第三十条第一項の規定による報告は、法及び省令に定めるもののほか、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 (略)</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式（第3条関係）

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状
及び個人情報の取扱いに関する同意書

（略）

1 （略）

(1)・(2) （略）

(3) 委任事項（を入れる。）

- 法第26条第1項及び第2項の規定に基づく広島県知事に対する報告（漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）
- 法第30条第1項及び第2項の規定に基づく広島県知事に対する報告（非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）

2 （略）

（記載要領）

1・2 （略）

3 1(3)の委任事項の欄について、法第26条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項の報告に加え、次に掲げる報告を委任事項に追加することができる。

- 法第58条の規定により読み替えて準用する法第52条第1項の規定に基づく広島県知事に対する報告（知事許可漁業における資源管理の状況等の報告）
- 法第90条第1項の規定に基づく広島県知事に対する報告（漁業権漁業における資源管理の状況等の報告）

改正前

別記様式（第3条関係）

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状
及び個人情報の取扱いに関する同意書

（略）

1 （略）

(1)・(2) （略）

(3) 委任事項（を入れる。）

- 法第26条第1項の規定に基づく広島県知事に対する報告（漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）
- 法第30条第1項の規定に基づく広島県知事に対する報告（非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）

2 （略）

（記載要領）

1・2 （略）

3 1(3)の委任事項の欄について、法第26条第1項及び第30条第1項の報告に加え、次に掲げる報告を委任事項に追加することができる。

- 法第58条の規定により読み替えて準用する法第52条第1項の規定に基づく広島県知事に対する報告（知事許可漁業における資源管理の状況等の報告）
- 法第90条第1項の規定に基づく広島県知事に対する報告（漁業権漁業における資源管理の状況等の報告）

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。